

## 平成27年度 高砂市の2・3号認定子どもの利用者負担額(案)

認可保育所等(認定こども園保育所部分を含む)

単位:円/月額

階層区分		2号認定子ども (3歳以上児)		3号認定子ども (3歳未満児)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	4,200	3,200	6,300	5,300
C 1	市民税均等割のみの世帯	10,100	9,100	12,200	11,200
C 2	市民税所得割 課税額 48,600 円未満	13,000	12,000	15,100	14,100
D 1	市民税所得割 課税額 72,800 円未満	18,100	17,100	20,300	19,300
D 2	市民税所得割 課税額 97,000 円未満	22,500	21,500	24,700	23,700
D 3	市民税所得割 課税額 133,000 円未満	26,000	25,000	32,400	31,400
D 4	市民税所得割 課税額 169,000 円未満	27,000	26,000	38,700	37,700
D 5	市民税所得割 課税額 301,000 円未満	28,000	27,000	48,000	47,000
D 6	市民税所得割 課税額 397,000 円未満	29,000	28,000	62,000	61,000
D 7	市民税所得割 課税額 397,000 円以上	30,000	29,000	64,000	63,000

※1 多子世帯の軽減措置として、同一世帯から2人以上の就学前児童が幼稚園・保育所・認定こども園等の入所または利用をしている場合、児童を含めた最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。

※2 この料金表は、現時点での案であり、今後、変更となる可能性があります。